

四街道市総合評価方式

試行ガイドライン

平成31年4月

四街道市

目 次

1. はじめに	1
2. 総合評価方式とは	1
3. 総合評価方式のタイプ	2
4. 総合評価方式の概略	2
5. 実施手順	3
6. 実施手順詳細	5
7. 総合評価方式の評価	8
8. 評価項目の内容	10
9. 技術評価項目の詳細説明	13
10. 技術評価	16
11. 技術審査	16
12. 学識経験者の意見聴取	17
13. 契約後の措置	17
14. その他	18
15. 参考資料	19

1 はじめに

公共工事により整備される社会資本については、長い期間、市民の社会活動を支えていくために必要な重要な公共の資産であり、また、耐久性・性能など優れた資産であることが求められています。

公共工事に関しては、談合等による不祥事の発生により、国、地方自治体を問わず、一般競争入札の導入、拡大など入札・契約制度改革が急速に進められてきたところです。

しかしながら、近年の国・地方自治体における財政状況等は、厳しい状況が続いており、公共投資が減少している中で価格競争の激化による著しい低入札価格による受注が多発しております。

このため、手抜き工事や安全対策の怠り、下請け業者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質低下を招くことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、平成17年4月1日には公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保に関する法律」が施行され、基本理念において、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされています。

この基本理念を実現していくためには、従来の価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達方式への転換が必要です。この総合的に優れた公共工事を実現するため、価格以外の要素も評価する総合評価方式による入札方式を四街道市においても試行的に導入していくものとします。

2 総合評価方式とは

「総合評価方式」とは、「価格」に加え、企業の「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とする方法です。

これは、価格と企業の技術的要素（技術力）の双方を総合的に審査することで、従来、行われていた、競争入札における最低価格落札方式により落札者を決定する方法に比べ、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、工事の品質の向上が図れると考えられています。

また、価格と技術的要素の二つの基準により落札者を決定することから、企業においては技術力向上に対する意欲を高めるとともに、談合防止に対しても一定の効果が期待できるものです。

ここでいう企業の技術的要素については、性能、その他に関する技術提案、施工計画、同種工事の施工実績及び社会性、信頼性等を評価するための「落札者決定基準」を工事ごとに設定し、技術的要素の評価を行っていきます。

3 総合評価方式のタイプ

総合評価方式については、工事の規模、難易度など工事ごとの特性に応じて、次の4タイプがあります。

四街道市では、当面の間、(1) 特別簡易型と(2) 簡易型の2タイプにより総合評価方式を施行していきます。

(1) 特別簡易型（市町村向け簡易型）

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、同種・類似工事の経験、配置予定技術者の能力及び工事成績等に基づき技術力と入札価格を一体として評価する方式

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、配置予定技術者の能力、工事成績等に基づき技術力と入札価格を一体として評価する方式

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等を併せ、技術力と入札価格とを一体として評価する方式

(4) 高度標準型

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等を併せ、技術力と入札価格とを一体として評価する方式

4 総合評価方式の概略

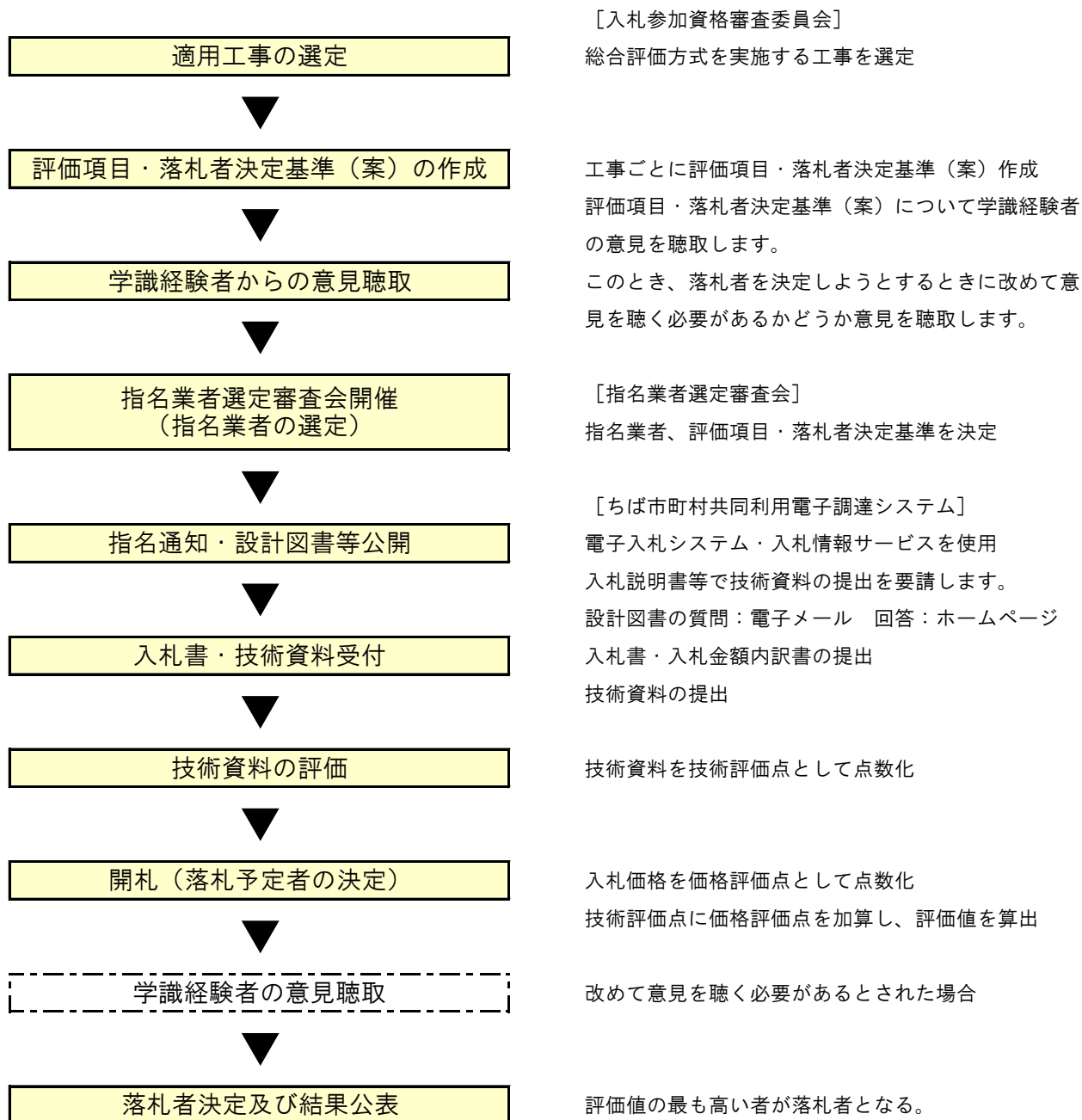
四街道市における総合評価方式は、概ね次の手順により実施します。

- ① 総合評価方式によることを明記した入札公告により、入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対し、市が提示する施工計画、施工能力等についてあらかじめ設定した評価項目に関する技術資料の提出を求めます。
- ② 入札参加者は、申請書及び技術資料を提出します。
- ③ 入札参加者より提出された技術資料を「技術評価点」として点数化します。
- ④ 入札参加者は入札書を提出します。
- ⑤ 入札参加者より提出された入札価格を「価格評価点」として点数化します。
- ⑥ 「技術評価点」と「価格評価点」を加算して、「総合評価値」の最も高い者を落札者に決定します。

5 実施手順

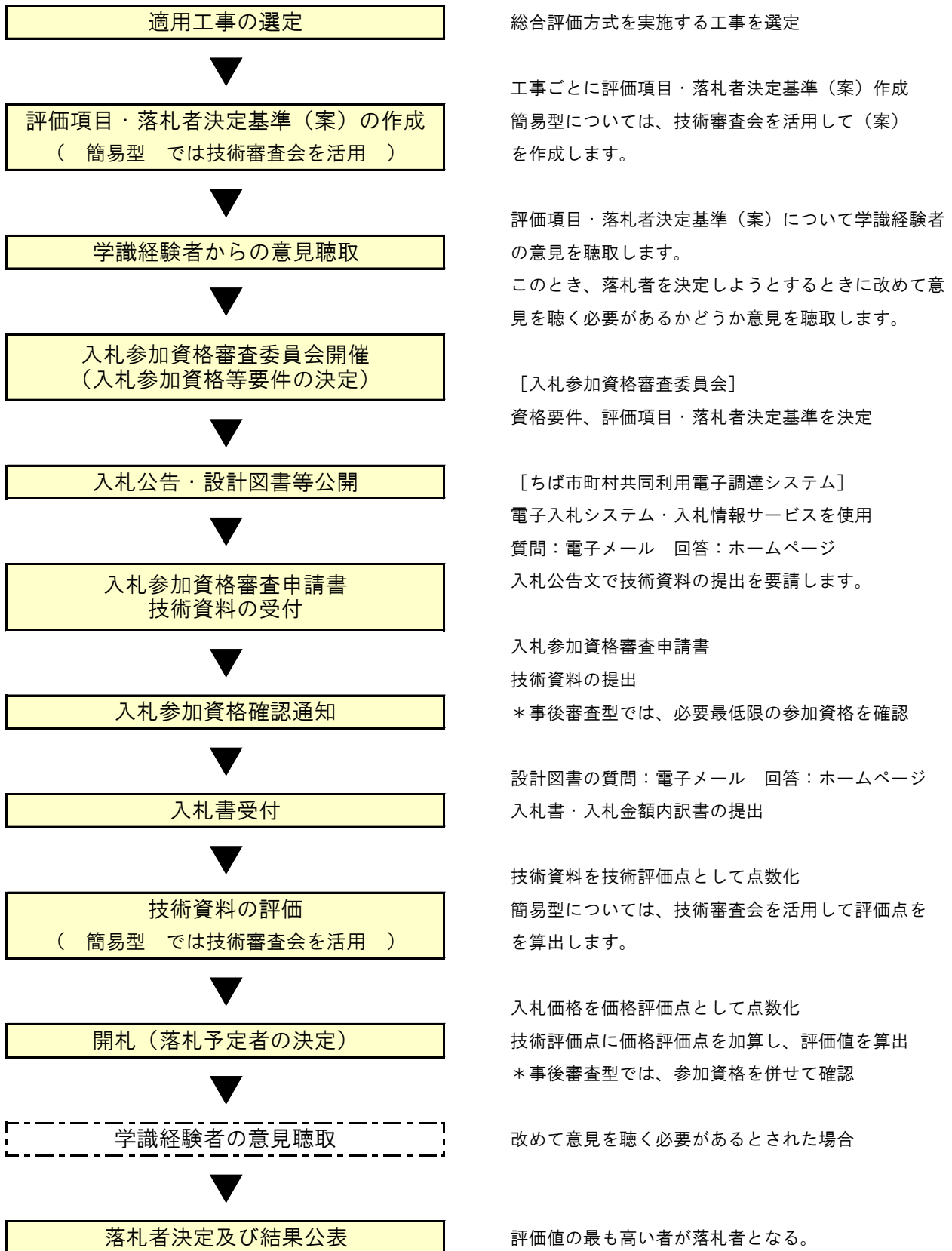
特別簡易型及び簡易型における標準的な手順は次のとおりです。

指名競争入札実施手順



* 指名競争入札においては、当面の間、特別簡易型のみ実施します。

一般競争入札実施手順



6 実施手順詳細

指名競争入札・一般競争入札共通事項

(1) 総合評価方式の適用

- ・総合評価方式を試行するにあたり、どのような工事で適用していくか「四街道市入札参加資格審査委員会」に意見を聴くものとします。
適用にあたり、原則「特別簡易型」により実施するが、工事の規模、内容によっては「簡易型」とすることができるものとします。

(2) 技術評価点の設定

- ・工事の規模、内容に応じて、技術評価点となる評価項目、評価基準、加算点等の落札決定基準（案）を作成します。
特別簡易型で付与する加算点は、原則20点、簡易型では原則30点とし、加算方式による評価を行います。
なお、簡易型の技術評価点、または特別簡易型、簡易型の加算点の増減を行う場合は、技術審査会において審査するものとします。

(3) 学識経験者の意見聴取「落札者決定基準」

- ・総合評価方式の適用にあたっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、落札者決定基準を定めようとするとき、2名以上の学識経験者の意見聴取を行うとされています。
また、意見聴取時に、落札者決定基準に基づき落札者を決定する際、あらためて意見を聴く必要があるかどうかについても併せて学識経験者より意見を聴取します。

* 電子入札システムの活用

- ・総合評価方式の実施については、極力、「ちば市町村共同利用電子調達システム」の電子入札システム及び入札情報サービスを使用するものとします。

指名競争入札（特別簡易型）

(1) 指名業者選定審査会

- ・入札参加者の指名業者を決定するとともに、総合評価方式による技術評価点の評価項目、評価基準、加算点等の落札者決定基準について、学識経験者の意見聴取結果を踏まえ決定します。

(2) 指名通知・設計図書等公開

- ・電子入札システムで指名通知を行います。
落札決定基準・技術資料等の内容を入札説明書に明示します。
なお、入札説明書、設計図書等は、入札情報サービスまたは、市ホームページにより閲覧できるようにします。

(3) 入札及び技術資料等の受付

- ・入札書及び技術資料等を受付します。

(4) 技術資料等の評価（案）の作成

- ・提出された技術資料等を確認し、技術評価点（案）を作成します。

(5) 開札

- ・開札します。

(6) 落札候補者の決定方法

- ・入札価格に応じ、価格評価点の評価をします。
価格評価点と技術評価点を加算して評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札候補者として決定します。
 - ① 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
 - ② 入札における性能等が、入札公告等において明示した技術的要件を最低限満たしていること。

(7) 学識経験者の意見聴取

- ・指名競争入札・一般競争入札共通事項（3）のとおり、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に実施します。

(8) 落札者の決定

- ・落札者を決定します。
*評価値の最も高い落札候補者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

一般競争入札（特別簡易型・簡易型）

(1) 入札参加資格審査委員会

- ・入札参加のための資格要件について審査するとともに、総合評価方式による技術評価点の評価項目、評価基準、加算点等の落札者決定基準について、学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ決定します。

(2) 入札公告・設計図書等公開

- ・入札公告します。
落札決定基準・技術資料等の内容を入札公告文に明示します。
なお、入札公告文、設計図書等は、入札情報サービスまたは、市ホームページにより閲覧できるようにします。

(3) 入札参加資格申請及び技術資料等の受付

- ・入札公告文で求めた資料を別に定められた様式により申請書及び技術資料等を書面により提出します。

(4) 入札参加資格審査委員会

- ・入札参加資格申請内容を審査し、資格確認の有無を判断します。

(5) 入札参加資格確認通知

- ・入札参加資格のある者について、電子入札システムにより通知します。

(6) 入札書の受付

- ・入札書を受付します。

(7) 技術資料等の評価（案）の作成

- ・提出された技術資料等を確認し、技術評価点（案）を作成します。

(8) 技術審査会

- ・技術評価点（案）を技術審査会で審議します。
（特別簡易型では技術審査会を行いません。）

(9) 開札

- ・開札します。
調査基準価格以下での入札がある場合は、低入札価格調査を実施します。

(10) 落札候補者の決定方法

- ・入札価格に応じ、価格評価点の評価をします。
価格評価点と技術評価点を加算して評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札候補者として決定します。
 - ① 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
 - ② 入札における性能等が、入札公告等において明示した技術的要件を最低限満たしていること。

(11) 学識経験者の意見聴取

- ・指名競争入札・一般競争入札共通事項（3）のとおり、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に実施します。

(12) 落札者の決定

- ・落札者を決定します。
* 評価値の最も高い落札候補者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

7 総合評価方式の評価

(1) 評価方法

- ・ 総合評価方式の評価値の算出方法には、加算方式と除算方式があります。
四街道市では工事毎に加算方式、除算方式を選択できるものとしませんが、原則、加算方式による方法とします。

・ 加算方式

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出します。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

・ 価格評価点の算出方法

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(参考 国土交通省 公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告より)

加算方式は、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用を図ることが望ましいとされています。

・ 除算方式

除算方式による評価値は、標準点（100点）に技術資料及び技術提案に係る加算点を加えた技術評価点を入札金額で除して求めます。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}}$$

・ 技術評価点の算出方法

$$\text{標準点} (100 \text{点}) + \text{加算点}$$

(2) 技術評価点の設定及び配点方法

- ・技術評価点は、総合評価方式のタイプ別に、次に掲げる範囲内にて定めるものとします。

総合評価落札方式	技術評価点
特別簡易型	原則20点(10~25点)
簡易型	原則30点(20~35点)

*工事の規模、内容に応じて適宜、技術評価点の範囲を定めます。

・配点方法

- ・「1位満点方式」を採用し、入札参加者から提示された技術提案に基づく評価点の合計が最大のものに加算点の満点を付与します。
その他のものには評価点の合計に応じて按分した加算点を付与することとします。

(例) 特別簡易型において加算点が20点として設定され、入札参加者がA、B、Cの場合

A	評価点25点(1位)	→	加算点20点	($20 \times 25 / 25$)
B	評価点20点(2位)	→	加算点16点	($20 \times 20 / 25$)
C	評価点10点(3位)	→	加算点 8点	($20 \times 10 / 25$)

8 評価項目の内容

(特別簡易型・簡易型)

区分	項目	評価項目	標準的な選択区分				
			配点	細目別配点	選択区分	評価基準	配点
企業 の 技 術 力	企業の 施 工 能 力	過去10年間の同種工事の 施工実績	10	2	◎	公共工事で実績あり	2
						公共工事以外で実績あり	1
						同種工事の実績なし	0
		四街道市発注工事における 過去2か年度間での同一業 種工事での工事成績評定の 平均点	6 ~ -4	◎	80点以上	6	
					80点未満75点以上	4	
					75点未満70点以上	2	
					70点未満65点以上	0	
					65点未満	-4	
		該当なし	0				
		過去2年間の事故及び不誠 実な行為の有無	0 ~ -4	◎	本市発注工事に係る指名停止措置 を受けている。	-4	
	文書注意				-2		
	該当なし				0		
	過去2年間の優良工事業者 表彰の実績	2	○	本市優良工事業者表彰の実績あり	2		
				他の公共団体等で、優良工事業者 表彰の実績あり	1		
				該当なし	0		
	ISO9001または14001の認 証取得状況	2	○	ISO9001、14001ともに取得	2		
				ISO9001または14001を取得	1		
				取得なし	0		
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力	主任（監理）技術者資格	2	○	1級土木施工管理技士または技術 士	2	
					前記以外	0	
過去10年間の同種工事 における主任（監理）技術者 としての従事経験		5	2	○	本市発注工事で実績あり	2	
					他の公共団体等の工事で実績あり	1	
					同種工事の実績なし	0	
主任（監理）技術者になり うる資格取得後の経験年数		1	○	10年以上	1		
				10年未満	0		
継続教育（CPD）の取組 状況	1	○	あり	1			
			なし	0			

(特別簡易型・簡易型)

区分	項目	評価項目	標準的な選択区分				
			配点	細目別配点	選択区分	評価基準	配点
企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去10年間の四街道市内での公共工事の実績	10	2	◎	四街道市発注の公共工事の実績	2
						国・県等発注の公共工事の実績	1
						なし	0
	地域精通度	営業拠点の所在地		2	◎	四街道市内に本店あり	2
						四街道市内に支店・営業所あり	1
						四街道市外に本店あり	0
	地域貢献度	過去2年間に四街道市において、風雨等災害時における防災活動や除雪活動の実績を有する。		2	○	実績あり	2
						実績なし	0
		地域貢献度		四街道市内在住者の雇用状況	2	○	5名以上
	2名以上5名未満						1
	1名以下						0
	地域貢献度	ボランティア活動の実績		2	○	市内で過去2年間に公共施設管理に関するボランティア活動を行った実績あり	2
						ボランティア活動なし	0
	社会性	障害者の雇用		1	○	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率を満たすまたは、法定雇用義務はないが雇用している。	1
法定雇用率を満たしていない。または、雇用していない。			0				
主任（監理）技術者になりうる女性技術者の雇用		1	○	雇用あり	1		
	雇用なし			0			

* 選択区分 ◎：全ての工事で選択 ○：工事内容等により選択

(簡易型)

区分	項目	評価項目	標準的な選択区分				
			配点	細目別配点	選択区分	評価基準	配点
企業の技術力	企業の施工能力	簡易な施工計画	10	3	◎	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている。	3
						工程管理が適切である。	2
						不適切でないが、一般的な事項のみ記載されている。	0
						不適切である。(欠格)	欠格
		品質管理に係る技術的所見について	3	◎	品質管理が現場状況を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	3	
					品質管理が適切である。	2	
					不適切でないが、一般的な事項のみ記載されている。	0	
					不適切である。(欠格)	欠格	
		施工上の課題に対する技術的所見について	2	○	課題に対して適切である。	2	
					不適切でないが、一般的な事項のみ記載されている。	0	
					不適切である。(欠格)	欠格	
		安全管理に留意すべき事項について	2	○	留意すべき事項に対して適切である。	2	
					不適切でないが、一般的な事項のみ記載されている。	0	
					不適切である。(欠格)	欠格	
		その他、施工上配慮すべき事項について	2	○	配慮すべき事項に対して適切である。	2	
					不適切でないが、一般的な事項のみ記載されている。	0	
不適切である。(欠格)	欠格						

* 選択区分 ◎：全ての工事で選択 ○：工事内容等により選択

注) 「簡易な施工計画」以外の項目は、特別簡易型と同じ項目を使用します。

注 欠格とされた場合は、当該工事の要求水準を満たしていないと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札参加者を落札者としません。

9 技術評価項目の詳細説明

(特別簡易型・簡易型)

評価項目		評価項目説明
企業の 施工能力	過去10年間の同種 工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去10年間に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とし、引渡しの済んだ工事とする。 同種工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）とする。 公共工事とは、国、都道府県、市町村、独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関）、道路公社、まちづくり公社等の発注工事をいう。
	四街道市発注工事における過去2か年度間での同一業種工事での工事成績評定の平均点	<ul style="list-style-type: none"> 過去2か年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とする。 過去の工事成績評定点の平均値により評価する。 当面の間、四街道市で所有する工事成績評点により、評価するものとする。 ただし、直近の過去2か年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の工事成績を評価の対象とする。
	過去2年間の事故及び不誠実な行為の有無	<ul style="list-style-type: none"> 過去2年間とは、工事公告日から遡って2年間とする。 他発注機関工事等で本市より指名停止措置を受けている場合は、評価の対象とします。（例 千葉県発注工事、若しくはその他の理由により指名停止を受け、四街道市からも指名停止を受けている。） 文書注意は、文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。ただし、当面の間、文書注意については、評価しないものとする。
	過去2年間の優良工事業者表彰の実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、平成21年度より優良工事業者表彰を実施するため、当面の間、他の公共団体等（国、都道府県、市町村等）の優良工事業者表彰の実績により評価するものとする。
	ISO9001または14001の認証取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 入札公告日時点におけるISO9001または、ISO14001の所得の有無について評価する。（登録証の写しを提出する。）
配置 予定 技術者 の 能力	主任（監理）技術者 資格	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格要件で1級土木施工管理技士または技術士の配置を求めた場合は選択しません。 適用業種により、「1級建築施工管理技士」・「1級管工事施工管理技士」・「1級造園施工管理技士」等に適宜読み替えます。 配置予定技術者は、複数の技術者を申請することはできない。落札者の決定の後に特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は申請書の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者を配置しなければならない。

評価項目		評価項目説明
配置 予定 技術者 の 能力	過去10年間の同種 工事における主任 (監理)技術者とし ての従事経験	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去10年間に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。 同種工事を元請の主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。
	主任（監理）技術者 になりうる資格取得 後の経験年数	<ul style="list-style-type: none"> 経験年数とは、適用業種における主任（監理）技術者となりうる資格を取得してから、工事公告日までの間で、10年以上経過しているかで評価します。
	継続教育（CPD） の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> CPDは、当該工事の履行に係る国家資格の継続学習教育に限って評価します。各団体が発行する技術者証の写し及び、学習履歴を証明する証明の写しの添付など、各団体推奨単位以上を取得していること及び有効期限内であることを証明すること。 例）（社）全国土木施工管理技士会連合会、（社）日本技術士会 等 なお、1級土木施工管理技士及び2級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合に選択します。
地域 精通 度	過去10年間の四街 道市内での公共工事 の実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度からの過去10年間に、当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。 公共工事を元請として施工した実績により評価する。 公共工事とは、国、都道府県、市町村、独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関）、道路公社、まちづくり公社等の発注工事をいう。 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等とする。 県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。
	営業拠点の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者条件が、市内に本店を有しているとした場合は、評価項目としません。
地域 貢献 度	過去2年間の四街道 市内での風雨等災害 時における防災活動 の実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去2か年度間において、風雨等災害時における応急対策の協力に関する協定を締結しており、防災活動等の実績を有すること。
	四街道市内在住者の 雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のうち市内在住者の雇用者数を評価する。
	ボランティア活動の 実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去2年間とは、当該工事の公告日から遡って2年間をいう。なお、ボランティア活動については、会社として行っているボランティア活動を対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティア活動については対象外とする。

評価項目		評価項目説明
社会性	障害者の雇用	・ 公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを（公共職業安定所の受領印が押されているもの）を提出する。
	主任（監理）技術者になりうる女性技術者の雇用	・ 男女共同の職場づくりとして評価します。評価項目として設定した場合、当該発注工事の適用業種と主任（監理）技術者になりうる女性技術者の資格が一致している場合、評価の対象となります。

10 技術評価

(1) 記載事項の確認

- ・入札参加者から提出された事項の真偽を、添付資料や契約担当課のデータ等により確認して採点します。

(2) 技術資料提出後の修正を認めるか

- ・軽易なもので、その場で審査可能な内容についてのみ、提出期日以前なら認めるものとします。

(3) 技術資料が提出されない場合

- ・応札の意思がないものとして失格とします。

11 技術審査

(1) 技術評価の審査

- ・技術審査については、採用する総合評価方式により、手順が異なります。

A) 特別簡易型

- ① 技術資料の審査・技術評価（案）作成にあたっては、管財契約課において行います。
- ② 管財契約課において、技術評価（案）を審査します。

B) 簡易型

- ① 技術資料の審査・技術評価（案）作成にあたっては、技術審査会において行います。
- ② 技術審査会において、技術評価（案）を審査します。

(注意)

技術評価（案）の作成及び審査時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な審査を適切に行うため、施工計画書の会社名・作成者名及び評価調書の会社名等が特定できない匿名（A社・B社・・・）で行います。

また、秘密保持のため配布資料については回収します。

(2) 不適正な事項に対する措置

- ① 技術提案の評価項目において、白紙（未記入）のときは、失格とします。
- ② 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- ③ 提出された資料の不誠実が明確であるときは、失格とする。
 - 例 技術資料の丸写しがあったときは、当該評価項目について関係したすべての業者の資料を不誠実なものとして取り扱うこととする。
 - 例 虚偽の申告（記載）がある（実績を故意に変更して申告した場合）場合は不誠実なものとして取り扱うこととする。

12 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

(1) 落札者決定基準についての意見聴取

- ・落札者決定基準を定めようとするとき、工事の概要、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取します。

このとき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見を聴取します。

意見聴取は、特別簡易方では契約担当課、簡易型では契約担当課と工事担当課で実施します。
- 意見聴取の結果を、「入札参加資格審査委員会」または「指名業者選定審査会」へ報告します。

(2) 技術資料の審査についての意見聴取

- ・落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をします。

なお、秘密保持のため、配布資料を回収します。

意見聴取の結果を、「入札参加資格審査委員会」または「指名業者選定審査会」へ報告します。

13 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。

14 その他

(1) 評価内容の担保

ア 技術提案内容等の不履行の場合における措置

監督員は施工計画に記載された内容の履行状況について確認します。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績表を減じます。

この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の評価として3点減じます。

なお、履行内容が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うものとします。

(2) 技術提案に関する機密の保持

- ・発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意します。（「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」第2の3の(2)）

(3) 情報公開

ア 入札前

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにします。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項を公表します。

- ・落札業者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格、価格評価点
- ・各入札参加者の評価値

(4) 不服審査

- ・発注者は、入札参加者から技術提案等の評価理由についての説明を求められた場合は、ただちにその内容を審査し、回答するものとする。

15 参考資料

1. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」
2. 「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成

及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案(公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。)及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、公共工事の品質確保促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力) ・

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(発注者の責務)

第七条 公共工事の発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕

様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十一条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。))について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

(競争参加者の技術提案を求める方式)

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念

にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十三條 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四條 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」概要

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理
- 地域における担い手の育成・確保への十分な配慮
- 賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮 等

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1. 発注関係事務の適切な実施

- 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積り活用等）
- ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準等の適切な設定等）
- 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

2. 受注者の責務に関する事項

受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取組が行われるよう、国として必要な施策を実施

3. 技術的能力の審査に関する事項

- 有資格業者名簿の作成の際の資格審査（工事成績評定等）
- 個別工事に際しての技術審査（配置予定技術者の経験）
- 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等）

4. 多様な入札及び契約の方法

- 競争参加者の技術提案を求める方式
- 段階的選抜方式
- 技術提案・交渉方式
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式 等

5. 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学識経験者からの意見聴取、結果の公表 等

6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価

- 工事成績評定項目の標準化
- 完成後一定期間後の施工状況の確認・評価 等

7. 発注関係事務の環境整備

➤発注者によるデータベースの整備・更新 等

8. 調査及び設計の品質確保

➤業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用

➤配置予定技術者の経験・資格の審査・評価 等

9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用

➤国・都道府県による発注者への支援

➤国・都道府県以外の者の活用

10. 施策の進め方

➤国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力

➤発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ